

# 駅 通 情 報

第14号

## 目 次

時評

私の手元に「アフタ運上支配人手帳」とでもいう古文書が保存されている。

これは、安政四年から明治二年にかけての十二年間、二代にわたる支配人が、回家に束縛、又は奉送した法度、實等の性である。實は、この古文書は、先に発刊の著者、「北海道駅（駅通）」の研究・上巻（江戸時代編）」に取り入れるつもりであったが、所在の地方は、日本海沿いの中田駅であり駅通史に取り上げるほどの史料はないのであらうとの主人感から解説しなかったものである。たゞ、最近、「北海道駅便創史誌」を世に出し、余裕ができたこともあるて解説を試みた。

ところが、手を付けてみると、意外と駅通に関する見当せない史料があることに気付いた。

諸氏御承知のとおり、この種古文書は、著者独自の筆法、筆跡があつて、正確な字体を使っておらず、解説に苦労するものであるが、特に、この筆者は、個性が強く、特徴のある筆法である。

しかし考へてみると、難解な文字が解けたときの喜しさはまたひとしおで、古文書解説に当たる者でないとわからぬ面白さ、楽しさがある。

通って、本会報で紹介する予定にしてある。

### (札幌駅通所)

(4) 田中駅の開設決定する

札幌本陣は、石黒林太郎の經營中駅舎を新築したので不景となつた旧駅舎を売却することになった。

### ○ 明治初期における駅通諸経費の収支状況 (四)

前号では、札幌駅通所(札幌本陣)創業直後の経営、特に、経営の収支が悩むず處字経営が続いた状況を中心に記述したが、本号では前号に引継いで札幌駅通所のみに読み込み過去たきりはあるが同所駅舎拡分に至った跡跡から探ってみるとこととした。

二 明治初期における駅通諸経費の収支状況 (四)  
三 田中駅の駅通 (II) ..... 4

四 史料寄贈お礼 ..... 6

## 御 請 書

昨八日御呼出ノ上田御本陣御払下ケノ件他方駆人モ御座候得共私店之儀ハ兼テ御用相勤業候所ラ以テ御恩之御感達ヲ蒙リ深幸感致候就チハ金七千四十ヶ年賦上納御払下ケ御沙汰之通奉居候然ル上ハ速ニ開店相成志之御用意精々勉勵相勤度志願ニ御座候依之御請奉申上候

以上

島田八良左エ門名代

明治六年

加藤 政吉郎 印

第二月九日  
会計御役所

駒木 横美桂 印

朱「願上通」以書付幸願上候  
旧御本陣御払下ケ御布達奉承候ニ付キ私儀金七千四十ヶ年賦ヲ以御払下（候か）相成下置度此段幸願願候以上  
紀元二千五百三拾三年

二月

島田八郎左衛門名代

加藤 政吉郎 印

駒木 横美桂 印

開拓御役所

前段は、島田某は開拓使から呼び出しを受け出頭したところ、札幌旧本陣の取扱を払下げる所以賣い受けよう指名を受けた。島田某は、開拓使が示した払下げ價格七〇〇〇円十ヶ年賦の条件を受けて一此検討した結果、示された「案」をのみ、これを買ひ受けることとなり、その旨、請書を提出したのであった。

後段は、開拓使からの申し入れに対し、開拓使の条件どおり下げ渡しに応ずる旨、正式に回答した。

それにしても、本陣開設二年にして売却するに至った経緯はどうであったのであろう。

札幌本陣は、短期間に數回移転しているが、筆者は、これら的事情を詳しく調べたことがないので明かに承知してはいないが、一般の家屋と違つて取扱、廻舎止宿施設のほか、常備人足七人、駕馬も多數使役していたはずであるから、單に、移転といつても大変な手数と経費を要したはずである。特別な事情があつたのであろう。

なお、島田八郎左衛門なる人物は、當時、開拓使用達として活躍していたが、明治八（一八七五）年一月、取扱いの向き直しからずとして他の三名と共に、下渡金の取扱いを免じられている。

さて、明解な史料は見当たらないが、前記「事業報告」にも、「明治七年中同所駿本陣に移す」とあるから、このとき、本陣と駿本陣とを合併し、本陣を駿本陣に移したため、旧本陣の施設は不要となり、売却することにしたものと思われる。

ここでいう本陣、駅本陣といつても、本州でいう本來のそれと違って、北海道においては、駅通とその付属施設（著者「駅通制の研究・上巻」）との使い分け程度のものであるたと認められる。

#### (5) 明治七年時の示達経費

さて、前記の明治九年布合録によると、第一号室として、札幌駅通所の明治七年における経費として、次の記載がある。

(朱)

從前

札幌駅

一、駅通所脚手当毫々年金貳百五拾円  
一、同所定健人足七人毫々年金六百七拾貳円  
一、同所取扱月給金六円  
合余九百九拾四円

更正

右記載事項は、前記「事業報告」の沿革に掲げた給付金及び経費の項は、この布合録を資料として記載したものであることがある。

しかし、駅通所の経営は請負制であったことから開拓使からの給付を受けた事項のみ掲げられていて、支出開拓使について明かにされていない。要するに、取扱人の責任による渡切計理であった。

なお、この給付金の内訳は、駅通所が使用する日用品

駅舎の小破修繕、止宿者飲食費の補助等に要する経費として一年年二五〇円、定健人足七人分の給料等として六二七円が給与されている。ただ、單純に七人分の給料として付与されたものと考えると、一人当たり九七円（月一二四）の割となり、当時の芳賀からみて過大であると認められ、別項に記載のとおり馬匹の飼料費、人馬料立に要する経費も含まれていると思われる。

また、取扱人の手当として月六円が支給されているが、これは後述のとおり、他の駅通所の取扱人の月給の多くも六円であるから、経営規模の大小に関わりなく、一律に同額が付与されたものである。

ただこの金額は、人足の給手に比較して半額程度である。人足雇用経費の方は、人足賃のはか駅馬飼育、飼料、馬具等に要する経費も含まれていてあらうから全額人足の給手ではないことは、前述のとおりである。

以上、開拓使から支給されている経費は三項目に分けた付与されているが、これは名目であって、もちろん相互に混用して使用し支給されることが当然のことである。

しかし、前述の石黒林太郎による請負期間中は、一年一ヶ月間に二七〇〇円もの欠損を生じたとしていることからみて、余想に反する支出増があったのであろう。

右のような経過で、努力を要するわりには功少なく、実益が伴なわないものであった。

さて、札幌駅通所の経営の収支は、以上のとおりであるが、他の開拓使管下駅通所へ経費を示達し、これを受

けた駅通所ではどのように支出したのか、また、駅通所の経営上、その経費はどのような位置にあつたのかについて、改号以下においても究明を図つて行くことにしたい。



五十嵐桂二氏提供

これまで二回にわたって、「桜太施政改革」を中心とした明治初期の駅制の一端を紹介してきた。特に、前号においては、明治五年十二月に施行された、桜太独自に公用状等の運送方法として制定された、「巡回飛脚賃金規定」を取り上げた。この規定は、至って簡潔なもので、本号では、この内容の解説から入ることにしたい。

「解説」以上、前号に記述した規定の条文を見ただけでは、駅通史に詳しい人達でも十分理解が得られないと思われる所以、少しく解説を試みることにしたい。

### 南桜太の駅通 (111) —明治初期の駅制—

この規定は、現地の駅通会所における業務運営上必要な事項を定めたものであるが、なぜか駅通業務全般について規定せず、難立業務の、それも「巡回飛脚規定」とあるように、飛脚業務、すなわち、公用状、公金等の難通り方法、及び支庁所在の精浜を起点として、島内各地への公用物件の難送り定期と、及び同送達賃料額等を規定したものである。特に、桜太独自のものとしては、公金・公状等を定期的に難送ることを明定（北海道においても一部類似の方法をとつた時期があつた）したことである。

さて、この条文を逐條的に検討してみると、次のとおりである。

(一) 一頃路一回の難送り日数は三十二日を限度とする。

もし、無断で規定の日数を超過しても相違しない場合には、超えた日数に応じて過分があることと心得ること。

(二) 難立日は一頃路について、毎月、十日と二十日の二回の出発とする。

(三) 天候が悪い等のため、規定の日数に遅延することができる場合には、近くの出先き出張所へ届け出て添書をもらい受け、帰着後、支庁へ提出すること。

(四) 駅夫が発病等で歩行困難になつたときは、近くの出張所へ届け出て、難送り中の公用状等を早急に代替え業立することを願むこと。

(五) 駅通会所に支給される難立賃金は、四年を通じ一回の難立てについて金十三円五十銭の定額とする」と。

(六) 公金、公用状は事故なく運送するよう配意し、もし、事故が発生した際には公金については厳しい処分があるものと心得え、かつ欠損金については弁償を要する。

(七) 公用状等を入れた行囊は、一人持ち五貫目（約二十キロ）を上限とし、これを超える場合には補助として土人を積上げることを許す。この場合には、補助人足一人について一里四錢の割りで支給する。

なお、そのさい途中で荷物を交付して荷物が軽くなり、五貫目以下となつた場合には、土人の積上げを解除する。

ただし、私用状の場合には、増人足に代えて相対で賃金を支払ひてもよい。

条文を解説した結果は以上のとおりであるが、

なほ前述の「桜太施政沿革」に記載されている項目の中に、「当時必ず道路ヲ開キタルニ非ルモ交通可能トシテ認メラレタル地点ハ、横浜東京内ノ一線、得高宋浜間ノ一線、及び東白石久喜内ノ縦断等ニ過ギス。野河根横間ノ縦断線セ、地図ニ登録セラルモ、地北方ニ偏シテ、余リ距離遠シ、其事實ナカリシヤ、知ル可キノミ」とある。この桜太施政沿革は、明治五年十二月の制定であるから、当時の道路事情は、右「施政沿革」の施行から二年四ヶ月より経っていない時期であるから、そう遠わない道路状況にあつたものと思われる。

さて、この「飛脚費裁定規」に示されている区間の運賃金は基本料一里四錢の五割増、すなわち、六錢であ

るが、当初、この算出規則は「順路」とは十三四五十九錢が支給されるものと誤解していたが、よく検討してみると、全区間二百二十五里について十三四五十錢であることが明らかになつた。

そのことからみて、順路において仕立てた飛脚人足は、途中の駅通会所において交替することなく、通し（とおし）で通行し、最後まで、一人の飛脚人足が通路して順路に帰るといった方法がとられていることがわかる。この通りとは本州、北海道にも看れば行わられた方法であるが、起立ての基本的原則である駅通会所ごとに駅夫が交替することなく、出発地から、起点の順路まで一人の駅夫が一貫して帰るといった方法をとっている。

次に、前述の「規則」に戻ると、明治六年以降は、これまで月二回の整立てであつたものを一回増便して三便とする。しかし、この循環便は往々にして遅延するので、順路上所在の駅通会所に立ち寄つたさい、横行の公狀に日付印を押してもらい、いつ、この駅通会所を通過したのかを明らかにすることにしている。

以上の方針で運行してきたが、明治八年三月の桜太久里留交換条約の締結により、桜太は日本の手を放されたため、駅通制度も中断し明治三十八年九月、日露戦争終結に伴うホーリマス条約締結によって北緯五十度以南が日本への復領が決まり、駅通制度も復活したものであつた。条文を解説した結果は以上のとおりであるが、「巡回飛脚費裁定規」の運送順路を因表になると、次のとおり

である。

○「巡回飛脚貢銭定規」巡回順路一覽表

(明治五年十二月現在)



注1 この略図は、「巡回飛脚貢銭定規」に記載されている順路の発着地及び区間、距離を基にして筆者が作成したものである。

注2 右、順路の発着地名は、明治五年十二月時のものであるが、この地名は、江戸時代から原住民が使用していたものを日本名、すなわち、漢字に当てはめたものである。その後、日露戦争によって日本領に復帰後、大正十四年八月、及び昭和四年三月の町村制改正によって改名、又は命名されたものようである。従って、「巡回飛脚貢銭定規」制定時の地名がそのまま戦時まで使われたものとは限らない。以上のような次第で、この論文執筆時、その地名を確認するため、仔細に調べたが不分明の箇所があった。

そのため、右、略図の地名にも一、二誤りが點合されるので了承されたい。

注3 右、地名解説に当たっては、堀比呂志氏から資料提供と助言を得たので、同氏に対し改めてお礼を申し上げる。

注4 斷っておくが、「」の規定にいう「土人」とは、地元住民という意味であると理解されたい。

○ 史料寄贈お礼

「輪手紙・はがき通信」 札幌市 谷内 茂氏  
での交流と意義

荒波を越えて 豊浦町 小西 重勝氏  
れきけん三九号 札幌市 森川 降氏

発行年月日	平成十一年六月二十五日
頒布者	無料
発行者	札幌市南区川沿四条五丁目

史学研究会 主宰 宇川隆雄

TEL 011-571-3602